

小規模の廃棄物焼却炉の認定基準

(平成17年4月1日 区長決定)

(令和3年3月26日 資源環境部長決定)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「施行規則」という。)第62条第1項第1号及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年東京都規則第152号)第2条の表八の項ホの規定により区長が認める小規模の廃棄物焼却炉は、下記1の構造基準に適合し、かつ、2の排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量の測定方法により測定したダイオキシン類及びばいじんの量が施行規則別表第16に定める量以下のものとする。

記

1 構造基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号イ及び同法施行規則第1条の七に規定する焼却設備の構造等の規定に適合していること。

2 排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの測定方法

(1) 排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量の測定は、使用焼却炉ごとに、通常焼却されるものと同様の廃棄物を焼却して行うこと。

(2) (1)によりがたい場合には、同一機種 of 焼却炉について、仕様書・説明書・パンフレット等で示されている焼却対象物その他使用者が焼却する可能性のある廃棄物を焼却した条件での測定をもって代えることができる。この場合は、塩化ビニル等有機性塩素含有製品を0.5%以上含む廃棄物の焼却を測定条件として含むものであること。

(3) 焼却炉を使用している間は、毎年1回以上ダイオキシン類及びばいじんの測定を行うよう努めること。区長は、焼却炉の破損や消耗等により規則別表第16の基準が守られていないおそれがあるときは、焼却炉の使用者に対し、ダイオキシン類及びばいじんの測定を求めることができる。

3 小規模廃棄物焼却炉設置・変更確認申請書の提出

小規模廃棄物焼却炉を設置しようとする者は、小規模廃棄物焼却炉設置確認申請書(第1号様式)により区長に提出すること。確認申請書には測定条件等を付記し、正副2部提出し副本は返却する。申請者は副本を焼却炉の使用期間中保存しておくこと。確認申請後、規則別表第16の基準を守られていないおそれがあるとき又は、小規模廃棄物焼却炉の構造を変更するときはその都度確認申請すること。

4 施行期日

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

小規模廃棄物焼却炉設置・変更確認申請書

(あて先)板橋区長

住所
申請者
氏名

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第62条第1項第1号に規定する小規模廃棄物焼却炉について、次のとおり申請します。

事業所の名称		
事業所の所在地 用途地域		地域
事業内容		
焼却炉の構造等	別紙のとおり()	
ごみの種類及び焼却量	別紙のとおり()	
ダイオキシン類等の測定結果	別紙のとおり()	
設置工事着工予定	年 月 日	
焼却炉使用開始予定	年 月 日	
連絡先	所属 氏名 ファクシミリ番号	電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。
2 用途地域の欄には都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域を記入すること。
3 添付書類として、第1号様式別紙、付近の案内図、配置図、焼却炉の外形・構造・仕様等がわかる図面(カタログ等)、ダイオキシン類及びばいじんの計量証明書を付けること。
4 焼却炉1基につき正・副2部提出のこと。

※受付欄

第1号様式別紙

1. 焼却炉の構造

焼却炉の名称・型式等			
焼却能力(kg/h)	kg/h	火床面積又は火格子面積(m ²)	m ²
焼却するごみを燃焼室に投入する方法・構造			
排出口の構造	高さ	m:口径	m (× m)
燃焼室の燃焼ガス温度	℃	排出ガスの温度	℃
		排出量	Nm ³ /h
燃焼ガス温度測定設備の構造・測定位置			
通風の方法			
助燃装置	有り 無し		
助燃装置の燃料の種類		燃料1日の使用量	リットル/日
集じん機の種類・構造			

2. 焼却するごみの種類及び1日の焼却量、1日の使用時間

焼却するごみの種類	①	②	③	合計
1日の焼却量	kg	kg	kg	kg
1日の使用時間	時から 時まで(1日 時間焼却)			

3. ダイオキシン類等の測定結果

ダイオキシン類及びばいじんの量	別紙計量証明書のとおり
測定年月日	年 月 日
測定者	
測定方法	
測定口の位置	
焼却したごみの種類	
焼却方法 (焼却炉への廃棄物の投入間隔等)	